

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで

20歳になった時、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、転居先のA市、B市での転入手続と同時に、私が国民年金の加入手続を行い、引き続き国民年金保険料を納付した。申立期間については、B市の集金人が自宅に3か月おきに集金に来てくれ、現金で納付した。申立期間について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時の申立人の生活状況に大きな変化は見られない上、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間の前後が納付済期間であるとともに、現年度保険料として収納されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人が保管する昭和49年11月26日付け及び52年1月14日付けの国民年金保険料領収書にB市現金取扱員の印が確認できることから、申立人の居住する地区では、申立てどおり、現金取扱員による集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録のうち、平成16年7月12日及び18年7月4日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない旨記録されているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録について、16年7月12日の標準賞与額を27万円、18年7月4日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月12日  
② 平成18年7月4日

社会保険庁の記録では、A事業所で支給された平成16年7月及び18年7月に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準賞与額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準賞与月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額については、社会保険庁の被保険者記録照会回答票（資格記録）において、当初、申立期間①（21万9,000円）、申立期間②（23万7,000円）と記録されていたが、事業主から提出された訂正届により、申立期間①（27万円）、申立期間②（30万円）に記録訂正されている。ただし、当該記録訂正は、保険者により申立人の当該期間に係る保険料が徴収されていたとは認めら

れないと判断されており、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、申立期間①及び②について、年金記録の確認を求めているものであるが、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与明細書の控除保険料額から申立期間①は27万円、申立期間②は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を平成20年9月25日に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和30年2月1日から同年6月1日までの期間において、A有限会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月1日から34年10月1日まで  
社会保険庁の記録によると、私の厚生年金保険加入記録は、昭和34年10月1日にB株式会社において新規に資格取得したのが最初とされている。

しかし、私は、中学を卒業後、A有限会社に就職し、その後、B株式会社に勤務したと記憶しており、その後の失業保険離職票によると、少なくとも昭和30年6月1日から、B株式会社に勤務していたことは明らかである。

また、私が所持している年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」欄に昭和30年2月1日と記載されている上、同年に健康保険被保険者証を使用して手術を受けたことも記憶している。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 B株式会社に係る法人登記簿によると、同社は、昭和30年3月6日に設立登記されていることが確認でき、同年2月には未だ設立されていないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、A有限会社において取得されたと考えられる。

また、社会保険事務所の事業所名簿によれば、A有限会社には、健康保険のみの適用事業所としての記録は確認できるが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、申立てどおり、「はじめて被保険者となった日」欄に昭和30年2月1日と記載されていることが確認できる上、社会保険事務所が保管している厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人が同日付で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、A有限会社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、同社に係る被保険者名簿が確認できないにもかかわらず、申立人が記憶している複数の同僚には、すべて昭和20年代後半からA有限会社における厚生年金保険加入記録が確認できる。

このことについて、社会保険事務所に照会したところ、「被保険者名簿もなく、原因・理由等は不明である。」と回答している。

また、申立人から提出されたB株式会社に係る失業保険被保険者離職票によると、申立人は、同社において、失業保険被保険者資格を昭和30年6月1日に取得していることが確認できることから、同日付けでA有限会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、詳細は不明であるが、申立人の年金記録の管理が不適切であったことがうかがえることから、申立人は申立期間のうち昭和30年2月1日から同年6月1日までの期間においてはA有限会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和34年10月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、社会保険庁の記録によると、B株式会社に係る厚生年金保険新規適用年月日は、昭和34年10月1日とされており、申立期間のうち、30年6月1日から34年10月1日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所としての届出手続が行われていないことが確認できる。

また、B株式会社は、昭和35年8月に全喪しており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができない上、事業主も死亡しており供述を得ることはできず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和30年6月1日から34年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月23日から46年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を45年10月23日に、資格喪失日に係る記録を46年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月3日から46年4月1日まで

A事業所にBさんの後任として勤務した。Bさんは厚生年金保険に加入しており、自分に厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。当該期間に勤務していたのは事実であるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和45年10月23日から46年3月31日まで、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、昭和45年度にA事業所に採用された臨時補助員13名のうち9名に厚生年金保険被保険者として記録が確認できる上、申立人の前任者にも厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、厚生年金保険の加入記録が確認できない4名のうち申立人以外の3名はいずれも在職期間が1か月未満の短期間勤務であり、短期間勤務以外の者はすべて厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和45年10月23日から46年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額から判断すると、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年10月分から46年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島国民年金 事案376

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から46年7月までの期間及び47年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から46年7月まで  
② 昭和47年2月から同年3月まで

私が昭和55年に結婚したとき、父から「国民年金保険料は全部払い込んである。」との話を聞いた。

このため、私が20歳になってから結婚するまでの期間について、私の国民年金保険料は、すべて父が納付してくれたと思っている。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月1日以降に払い出されたものと推認でき、当該時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案377

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から54年3月まで  
昭和54年に国民年金に加入し、A市農協B支所で国民年金保険料を納付した際、未納分の保険料をさかのぼって支払うことができると知り、後日、送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付した。  
申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、国民年金保険料の納付方法等（納付時期、納付場所、納付金額等）に係る申立人の記憶は全般にわたり曖昧であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、当時、A市では、過年度納付書(様式)を担当窓口<sup>あいまい</sup>に備え付けていたものの、被保険者あてに郵送する等の取扱いはしていなかったとしており、申立人も、社会保険事務所に対し、過年度納付を行う意思表示を行ったことを記憶していないことから、申立人からの請求がないのに、自宅に過年度納付書(様式)が郵送されたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月1日から53年1月1日まで  
申立期間は、A町のB株式会社C工場に勤務し、事務の仕事をしてきた。詳しいことは分からないが、厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

本件は、既に死亡した申立人に代わり、申立人の妻が申し立てているものであり、申立人の妻からは、申立事業所における申立人の勤務状況、厚生年金保険の取扱い等に関して供述を得ることはできず、当時の状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管するB株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録において確認できる申立期間当時に勤務していた複数の従業員に確認したものの、申立人を記憶している従業員はいない上、申立事業所に係る健康保険被保険者番号を確認しても、昭和47年3月21日資格取得の被保険者番号130番から54年3月18日資格取得の被保険者番号150番までに欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、B株式会社への照会結果によると、B株式会社C工場は昭和52年6月5日に営業を開始したとしており、51年12月1日から勤務していたとする申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案186

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から49年3月31日まで

私は、有限会社Aで学生時代からアルバイトとして働き、大学卒業後、昭和46年4月から正式に社員として入社し、49年3月末まで勤務した。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認め、記録訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの当時の事業主及び申立人が記憶する同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立事業所の当時の事業主は、「当時、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所では無く、社員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった」と供述しており、また、当時の同僚からも同様の供述が得られた上、社会保険庁の記録においても、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立事業所は既に廃業し、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。